

インフルエンサーを活用したアウトバウンド促進事業に係る 公募型プロポーザル募集要綱

第1 募集事項

- (1) 委託業務名
インフルエンサーを活用したアウトバウンド促進事業
- (2) 予定価格
6,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。
- (3) 委託期間
契約締結日から令和9年3月31日（火）まで
- (4) 業務内容
別紙「仕様書」のとおり

第2 参加資格要件

参加資格要件として、(1)から(5)の参加要件を全て満たす者とします。

- (1) 仙台市税を滞納していないこと、または、主たる事務所が所在する都道府県の都道府県税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- (3) 受付期限内に、仙台市の「有資格者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 公序良俗に反する活動を行う等、委託先として不適切な者でないこと。

第3 スケジュール

- | | |
|----------------------------|----------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和8年3月11日（水） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和8年3月23日（月） |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答（予定） | 令和8年3月25日（水） |
| (4) 参加申し込み期限及び企画提案書の提出期限 | 令和8年4月15日（水） |
| (5) 企画提案の選考（提案審査会の実施） | 令和8年4月23日（木）午後 |
| (6) 企画提案の選考結果の通知（予定） | 令和8年4月24日（金） |
| (7) 契約締結、業務開始（予定） | 令和8年4月24日（金） |

第4 応募手続

(1) 応募にあたっての質問及び回答

①受付期限 令和8年3月23日（月） 午後5時まで

②受付方法

- ア 質問項目を指定様式に記載し、電子メールで提出すること。電話等での質問は認めない。
- イ 電子メールの題名の最初に、「インフルエンサーを活用したアウトバウンド促進事業への質問」と明記すること。
- ウ 電子メール送信後、電話で仙台市文化観光局インバウンド・MICE 推進課にメール着信を確認すること。

③提出先「(4) 提出先」のとおり。

④回答方法

回答は、提出された質問を随時取りまとめて、令和8年3月25日(水)午後5時までに本市ホームページ上で公開する。

(2) 企画提案書の提出

①提出書類

| 提出書類 | 留意事項 | 部数 |
|---------------------|---|----|
| 提案書 | ・ A4版両面印刷。カラー印刷も可。 ・ 表紙を含めて30頁を上限とする。 | 8部 |
| 見積書(任意様式) | ・ 宛先は仙台市文化観光局長とすること ・ 経費の詳細が分かるよう内訳を記載すること | 8部 |
| 提案者の概要が分かる資料(会社案内等) | | 1部 |

②提出期限 令和7年4月15日(水)午後4時まで(必着)

③提出方法 郵送(書留郵便)または持参。

(3) 提案書作成に関する留意点

①提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。

②提出期限後の提出及び再提出は認めない。

③提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。

④提出された提案書等は返却しない。

⑤提案書等に使用する言語は日本語とする。

(4) 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 仙台市役所本庁舎4階

仙台市文化観光局観光交流部インバウンド・MICE推進課 籠嶋(かごしま)

電話番号 022-214-8019

メールアドレス kei008080@city.sendai.jp

第5 業務委託候補者の選考

(1) 審査決定方法

仙台市が設置する審査委員会において企画提案の総合評価により審査し、最も優れていると判断される事業者を選定して委託候補者とする。

(2) 企画提案書の選考 審査委員会(書面およびプレゼンテーション審査)

①実施日 令和7年4月23日(木)午後

②実施会場 仙台市役所本庁舎4階文化観光局会議室(仙台市青葉区国分町3-7-1)

③実施方法 企画提案書に基づくプレゼンテーション審査とする。

なお、提案事業者が多数の場合は、書面審査にて事前に審査委員会に参加する事業者を選定する。

(3) 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

| 審査項目 | 配点 | 審査基準 |
|------------|-----|---|
| 企画の全体像 | 10点 | ・提案の全体像が本市の現状や課題及び業務目的を明確に理解し、それらに応える内容となっているか ・事業の計画、スケジュールは適切か |
| 提案内容 | 30点 | インフルエンサーの選定 ・仙台市民に対する海外旅行機運の醸成やアウトバウンド促進につながるインフルエンサーを選定しているか ・フォロワー数やファン層を考慮し、事業効果の高いインフルエンサーが選定されているか |
| | 20点 | 行程作成、広報手段等 ・インフルエンサーによる発信の効果を最大化させるため、適切な旅行先及び行程が作成されているか ・他媒体の活用を含む、より多くの人の目に触れる広報手段が検討されているか |
| 追加提案等 | 20点 | ・仕様書に記載されている以外のアウトバウンド促進提案があるか、その内容は効果的か ・他社とは異なる特性やノウハウ等を十分に活用するなど、企画内容に独自性や工夫があるか |
| 実施体制 | 15点 | ・業務の実施に当たり、人数や実務経験を考慮した適切な実施体制が整えられ、責任の所在が明らかになっているか。また、進行管理体制は適切か ・提案内容と同様の類似実績を有しているか ・仙台市内に本店があるか |
| 予算の妥当性・経済性 | 5点 | ・本事業に必要な経費が漏れなく適切に計上されているか ・提案内容と見積書の整合性が取れており、当該見積書の内容が合理的かつ経済性に優れているか |

(4) 受託候補者の決定通知

- ①選定結果についてすべての提出者に対して書面にて通知する（令和8年4月24日の通知を予定）。
- ②非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）にインバウンド・MICE 推進課に書面で（様式は任意）問合せを行うこと。その翌日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、書面により回答する。

第6 その他

第4により選定した業務委託候補者と業務内容について調整し、契約金額を確定した後に委託契約を締結する。

なお、本プロポーザルは年度開始前の契約準備行為であるため、正式な業務委託の決定は令和8年4月1日に令和8年度予算が発効した際に行うものとする。